

令和4年度第1回松戸市地域福祉計画推進委員会議事録

日時 令和4年7月20日（水）午後2時～3時30分
場所 松戸市役所 7階 大会議室

出席者 川越 正平 委員長 文入 加代子 副委員長
大橋 純一 委員 平川 茂光 委員
西野 高嶺 委員 安蒜 正己 委員
今成 貴聖 委員 小金井 秀一 委員
恩田 雄一 委員 菊田 陽子 委員
高橋 清 委員 堀田 重信 委員
鈴木 公一 委員 常住 房夫 委員
鶴岡 佐奈江 委員

欠席者 鈴木 麗子 委員 大野 地平 委員
久居 麻紀子 委員 石田 尚美 委員
鎌田 啓作 委員

傍聴者 0名

配布資料 <別紙1>を参照

◇開 会

司 会

本日は、お忙しい中お集まりいただき、有難うございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

◇健康福祉部長あいさつ

司 会

まず、健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

【健康福祉部長挨拶】

◇会議成立要件等

司 会

次に、本委員会の成立要件についてご報告申し上げます。

本日は、5名の委員より欠席の御連絡を頂戴しております。

なお、本日の委員会の出席は20名中15名で過半数を超えておりますので、条例第7条2項の規定により、委員会としての成立要件を満たしております。

◇議 事

司 会

続きまして、議事の(1)「委員長及び副委員長選出」についてでございます。

「地域福祉計画推進委員会条例」第6条第1項に「委員長及び副委員長は委員の互選による」と規定されております。

推進委員会の委員長及び副委員長の選出にあたり、どなたかご意見がございますか。

委 員

これまで、医師会長様と社会福祉協議会会長様にそれぞれ委員長と副委員長をお願いしておりましたので、引き続き、松戸市医師会の川越委員に委員長をお願いしまして、副委員長は社会福祉協議会会長の文入委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

異議なし。

司 会

異議なしとのお声を多数いただきましたので、委員長には川越委員、副委員長には文入委員が選出されました。

恐れ入りますが、委員長席、副委員長席へのご移動をお願いいたします。

続きまして、川越委員長、文入副委員長のご挨拶をいただきたいと思います。川越委員長、文入副委員長お願いいたします。

【川越委員長・文入副委員長挨拶】

それでは、これ以降の議事進行については、『条例第7条第1項』の規定により、川越委員長にお願いしたいと思います。では、川越委員長、よろしくをお願いいたします。

委員長

本日は、傍聴の方はいらっしゃらないとのことですので、議事に移りたいと思います。議事（2）「行政の進捗状況調査結果報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元に配布いたしました、

「資料1 行政の進捗状況調査結果報告について」をご覧ください。

この調査は、前計画であります第2次地域福祉計画期間の平成25年度から毎年、各担当課に、進捗状況の調査を依頼し、推進委員会にてご報告しており、今回は令和3年度の進捗状況についてご報告するものです。

それでは、令和3年度の取り組み状況と達成状況について、各担当課から回答された結果をご報告いたします。まず、ページをめくっていただきまして、目次をご覧ください。

地域福祉計画は、4つの基本目標からなり、各基本目標には「取り組み課題」が設定されております。本調査結果報告におきましては、取組課題ごとに達成状況をAからDの指標により評価をしております。なお、「達成状況」につきましては、Aが、令和4年度に設定した計画目標に向けて、順調に推移している、Bが、概ね順調に推移している、Cが、進捗はやや遅れている、Dが、進捗は遅れているという評価になっております。

記載内容といたしましては、「関連事業」、「担当課」、「計画目標の抜粋」、及び、「進捗状況の抜粋」、それと、それらの各事業が、どの程度、達成されたかの指標となる「達成状況」となっております。

各取り組み課題は、どの項目も重要な事業ではありますが、本日は、時間の関係もございまして、各事業の中から「推進項目」と、「重点項目」を中心に取り上げ、ご

説明いたします。

それではまず、1ページの「基本目標1 ～安心して暮らせるまちづくり～」では、1番の「地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり」が、「推進項目」となっております。

2ページから3ページをご覧ください。

こちらの項目につきましては、5つの事業中、防災訓練と自主防災組織への活動支援がCとなっておりますが、新型コロナウイルスの影響もあり、研修や訓練が十分にできなかったことが一因かと思われます。

続きまして、23ページをご覧ください。

「基本目標2 ～自立と参加の促進～」では、4番の「地域福祉 推進のための担い手の育成」が、「推進項目」となっております。31ページをご覧ください。こちらの項目に係る、達成状況につきましても、BやCがあり、いずれも新型コロナウイルスの影響による活動の縮小が影響しているものと思われます。

続きまして、35ページをご覧ください。「基本目標3 ～支え合い共に生きるまちづくり～」では、3番の「地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～」が、「重点項目」、5番の「地域での交流・ふれあいの場づくり」が、「推進項目」となっております。ではまず、38ページから40ページの、「重点項目」の取り組み課題をご覧ください。

こちらの項目に係る達成状況につきましては、全5事業中、「A」評価が2事業、「B」評価が1事業、「C」評価が2事業となっており、他の事業と同様、活動の縮小や経済状況の悪化に起因するものと思われます。

次に、42ページから44ページの「推進項目」の取り組み課題をご覧ください。こちらの項目に係る達成状況につきましては、比較的対面を伴わないような事業については順調に推移しているものの、人の集まるイベント開催については開催を控えており、進捗が遅れているものとなっております。

なお、修正といたしまして、42ページ上段の集会所の整備ですが、集会所整備費補助（新築）が2団体、集会所修繕費補助が4団体、活動拠点賃借料補助はそのまま、会議室等使用料補助が28団体となっておりますのでご了承願います。

続きまして、47ページをご覧ください。「基本目標4 ～福祉文化の創造～」では、4番の「ふるさとづくりの推進」が、「推進項目」となっております。51ページをご覧ください。こちらの項目に係る達成状況につきましても、イベントの縮小・中止があったものの、感染症対策を講じた上での開催など工夫を重ねながら、イベントを開催していたことで、概ね順調に推移しているところです。

続きまして、54ページのデータ編：円グラフをご覧ください。こちらにつきましては、4つの基本目標に紐づけされている関連事業の総事業数120事業のそれぞれの達成状況の評価をグラフ化したものでございます。

なお、ここで修正がございまして、令和3年度実績の達成状況の「4福祉文化の創造」ですが、「B」が3、「C」が1、「D」が0となりますので、総合計も「B」が

39、「C」が15、「D」が3に修正となります。従いまして、円グラフの令和3年度の「A」評価は「53%」、「B」評価が「33%」、「C」評価が「13%」、「D」評価が「3%」となっており、全体の約5割は、目標に対して、順調に推移しているものの、前回同様、CやDの割合も高まっていることから、今後といたしましても、引き続き感染防止に留意しつつ、地域福祉活動を可能な限り推進し、なるべくこれまでの取り組み状況に近づけていく努力が必要となってまいります。

続いて、各基本目標の進捗状況ですが、55ページの基本目標1「安心して暮らせるまちづくり」では、「A」評価が「54%」、「B」評価が「28%」、「C」評価が「16%」、「D」評価が「2%」となっており、全体の8割が順調若しくは概ね順調に推移しております。

56ページの基本目標2「自立と参加の促進」では、「A」評価が「48%」、「B」評価が「45%」となっており、目標に対して、順調に推移しています。57ページの基本目標3「支え合い共に生きるまちづくり」では、前年に比べて進捗が遅れている「D」評価が若干縮小し、概ね順調の「B」評価が拡大していることから、徐々に新しい生活様式に基づいた活動が開始されている状況です。58ページの基本目標4「福祉文化の創造」では、「A」「B」併せまして9割を超えており、順調に進んでおります。

なお、修正といたしまして、令和3年度実績の達成状況の合計値ですが、「B」が3、「C」が1、「D」が0となりますので、パーセンテージでは「B」が27%、「C」が9%となりますのでご了承願います。

全般を通しまして、これまでの経過よりも、進捗が遅れが生じている事業が多くありましたが、感染防止対策やオンラインの活用により工夫をしながら進めている事業もございました。今後も新しい生活様式に則った、地域福祉活動のあり方を模索していくことが求められているものと存じます。

以上で、「行政の進捗状況調査結果報告について」の説明を終わります。

委員長

ただいま、事務局より説明がありました。どなたかご意見ございますか。

委員

評価の仕方について。43ページの地域福祉サロン「新型コロナウイルス対策のため、実施せず」達成状況はD評価とありますが、例えば実際にしていない訳だからD評価とはおかしいのでは。

評価を出すということは何らかの活動をして、それに対してどうだったのかということになるわけだから、今回実際やってなかったら非該当とかそういう言葉で表してもいいのではないか。その辺、どうでしょうか。今後の検討課題にしていただければと思います。

事務局

今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

委員長

事前にいくつかご質問させていただいた事がありまして、本日お配りいただいた関連事業等参考資料ご利用いただきました。ありがとうございました

資料1を事前に見せていただいた印象として各課から進捗状況・評価があつてこの資料が作られたものと推察しますけれども、実際はかなり周知するとか抽象的な項目があつたり、明確に数値目標として明記されている、それに基づいて評価が定められたりする項目もあり、ばらつきがある印象を持ちました。

数値が書いてあるものについても数値の根拠・どこからその数値が定められたのかお尋ねをしたのですが、あまり今期計画に明記してあるということではないということでしたので、どのようにその数値を位置付けるのか今後の検討課題かなと思ひました。それから達成しているとか、していないとか、もう少し、色々な段階がありうると思ひますけれども、例えば過去数年間に経年の数値が明記されていると今日の追加資料の中に実際そういう項目作っていますけれども非常にわかりやすいことは明らかです。同じ数値が書いてあるにしても、近隣各市町村の数値と比較して並べていただいたりすると、より明確に松戸市はこの部分が進んでいる、この部分は他市が先行している、そんなことも参考になるのではないかと感じました。ちょうど計画作成年齢でもあるということですので、より客観的に目標を定めたり、到達の確認をしたり、より良いものを目指していく目安になるような計画に育てていければと感じました。

委員

45ページの放課後児童クラブの達成状況Aですけど具体的目標について未定で横須賀放課後児童クラブが新設された。なぜこれがAということになるのか。宜しくお願ひします。

事務局

担当課が子育て支援課になっておりますが、本日出席しておりませんので後日確認した上で議事録上にて回答とさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

※子育て支援課に確認したところ、児童数の推移や地域からのニーズを踏まえて設置していることから、長期的な設置目標は定めていないものの、令和3年度では横須賀放課後児童クラブを新規に設置することができたことから「A」評価としている旨回答がございました。

委員

50ページ 世代間交流事業についてです。実は県のほうで公共浴場の委員をしているのですが、200円という金額でどの程度の入浴施設があるのでしょうか。松戸市にお風呂屋さんが何件あるのですか。

高齢者支援課

松戸市内の公衆浴場は令和3年度末現在で5施設ございます。以上です。

委員

どの程度の方々がご利用しているのか。

高齢者支援課

令和3年度末で25,730人の方がご利用されております。

委員

非常に多い数で有効だと思えます。ただ、銭湯はものすごく古い時代からあり公衆衛生の基本になるものと思うのですが、これに代わるようなサービス等はありませんか。

高齢者支援課

それにつきましては今後検討させていただければと思います。

委員

松戸市の全体を考えると、はたして全住民のサービスになっているのか。生活根源的に考えて設置場所の問題、地域によってはある、地域によってはない、サービスの強化・提供出来ないということになればやはり問題があるのではないかと。

委員長

絶妙なご指摘ありがとうございました。
たしかにこの令和の時代にご指摘の点が適切なのか再考してもいいのではないのでしょうか。

委員

これについては松戸市においては市民センター等に銭湯に代わる施設がありました。それが全部閉鎖になっております。それは各家庭にお風呂等が普及した今のご時世がある。ただこれについては高齢者等がふれあいの場として利用していたものがなくなった事実もございます。ですからこれに代わる何か、健康上、衛生上に代わるものが考えられないが、これからどのようにしていくか考えていかれたらよろしいので

はないか。松戸市はお風呂という面ではものすごく後退しております。

委員長

ありがとうございました。

その他、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。ないようでしたら次に移りたいと思います。議事（３）「第４次松戸市地域福祉計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、事前に送付しております、資料２「第４次松戸市地域福祉計画（案）」をご覧ください。

昨年までの間、新型コロナウイルスへの対応といたしまして、書面にて各委員からご意見をいただくとともに、庁内関係課に対する意見照会を重ねてまいりました。その結果、次期計画の一案が完成いたしましたので、皆様にお示ししたいと存じます。

だいぶ分量が多くなっておりますので、主要な部分のみご説明させていただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

まず１ページ目から１２ページ目までは、第１章「計画の概要」としまして、計画の基本的な考え方や位置づけ、期間などについて記載しております。大きな変更として２ページ目の基本理念に「地域共生社会の実現を目指して」というサブタイトルを付けるとともに、３ページ目以降で「地域共生社会の実現について」という項目を新たに設けることで、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるという位置づけを明確にいたしました。

また、令和３年度施行の社会福祉法に基づき、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を内容とする新たな事業（重層的支援体制整備事業）に向けたこれまでの経緯や取り組みについてもまとめております。

この重層的支援体制整備事業の実施計画につきましては、８ページ目の下段に各計画の関係図がございまして、この中の一つとして含めている次第です。

続きまして、第２章「計画の現状と課題」に移ります。１３ページをご覧ください。このページ以降の着色部分につきましては、今年の１月に意見照会したものとの変更箇所となりますのでご了承ください。まずは１４ページ、地域福祉計画の進捗評価についてですが、現行の第３次松戸市地域福祉計画の評価は、（１）地域団体の取り組みの把握、（２）行政における進捗状況調査、（３）地域福祉計画に関連する市民意識調査の３つの方法で評価しております。

地域団体の取り組みの把握に関しましては、松戸市で活動する民間企業、複合サービス（郵便局・協同組合）、福祉関係機関、市民活動登録団体、地域団体、町会・自治会に対し、地域でどのような活動が行われ、問題が生じているのか等を把握するために実施しました。

これは令和元年度の本委員会におきまして既にご報告したものになりますが、次の

ページ以降に回収結果を掲載しております。地域では「声かけ・見守り」、「防犯」、「防災」に関連した取り組みを行う団体が多く、対象者としても「高齢者」次いで「子ども」「障害者」に対して取り組んでいる団体が多くなっています。また、取組に関する問題点として、「従事者の高齢化が進んでいる」、次いで「従事者が不足している」が最も多く、地域で取り組む上で担い手不足が大きな問題点となっています。

次に、17ページをご覧ください。「行政における進捗状況調査」となります。

こちらは、行政の取り組みの進捗状況を把握する目的で、第3次松戸市地域福祉計画期間である平成30年度から令和4年度まで、各担当課が目標をかかげ、その達成状況の評価を行っているものです。調査は毎年1回行い、基本目標ごとの関連事業について、計画の方向性・計画目標・達成状況の評価しました。なお、自己評価については、A～Dの4段階で評価しました。調査結果につきましては、ご覧のとおりとなっております。新規事業の増加に伴い、関連事業数も増えております。なお、棒グラフの大きさが数値に対して違いすぎるため、後日修正いたします。

18ページでは、達成状況の経年変化をグラフ化しております。

経年変化で見えていきますと、年度が進むにつれ、「計画目標（R4）に向けて順調に推移している」ことを表す「A評価」が令和元年度で69事業だったのが、令和2・3年度には63事業になっています。これは、残念ながら新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域福祉活動の自粛が影響したものと思われれます。ただ、一部の事業においては、オンライン開催や感染予防を講じながら縮小した形での事業を実施しているところもあり、今後は新たな形の地域福祉活動を模索していく必要があると考えられます。

次に、同じく18ページの地域福祉計画に関連する市民意識調査です。

地域福祉計画は健康福祉分野の個別計画のみならず、まちづくりや男女共同参画などの行政計画と連携・方向性を合わせています。そのため、「松戸市総合計画」や「第9期松戸市高齢者保健福祉計画・第8期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅧまつど）」などの各計画で行われている市民アンケート調査を参考にし、基本目標ごとに市民の皆様が福祉についてどのように考えているのかを知るため、各市民意識調査等から本計画に該当するものを抜粋して検討を加え、第4次松戸市地域福祉計画の策定に活かしました。

なお、次のページ以降において掲載した市民意識調査は、本計画の推進項目または重点項目に該当するものとなります。

19ページでは、「基本目標1 安心して暮らせるまちづくり」に関する市民意識調査となります。一例ではありますが、相談窓口の認知度がまだまだ低い現状と、子育て世帯では、より小さな子供のいる世帯の相談先が乏しい傾向にあることがわかりました。

20ページから21ページは「基本目標2 自立と参加の促進」に関する市民意識調査で、市民活動への参加経験や今後の意向についての調査となります。調査結果としましては、概ね横ばいとなっておりますが、今後は、より個人の生活に合わせた市

民活動のあり方、団体の運営方法の見直しによる負担の軽減や団体内での情報共有による参加の促進等が必要と思われます。

21ページから22ページまでは「基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり」に関する調査です。その結果、児童・生徒の年齢が低い保護者ほど、いらだつ気持ちや虐待の自覚を持っており、そのような保護者を対象としたケアが必要となっています。

22ページから23ページまでは「基本目標4 福祉文化の創造」に関する調査となります。それぞれの人権を守るために重要なこととして、教育の充実や理解の促進に関する事項が挙げられていました。また、学校において人権教育を促進していく上で、「人を大切に作る心や態度を育む」という教育を進めることが最も重視されています。

24ページは、「新型コロナウイルス感染症対策と地域福祉への影響」として新たな項目を設けました。記載しておりますとおり、新型コロナウイルスによる地域福祉活動の自粛や制約は、地域における「つながり」を弱めるとともに、外出自粛による高齢者のフレイル（虚弱）状態などの悪影響があります。

今後は、感染防止に留意しつつ新しい「つながり」のあり方を模索していく必要があります。そのためには、オンライン通信アプリなどのICTの活用をはじめ、みんなで話し合いながら知恵を出し合い、創意工夫しながら、できることを地道に積み重ねていくことが大事であるといえます。

25ページは、「各調査から考える地域福祉の現状と課題」です。先ほどまでの3つの調査結果からわかることとして、市民と行政をつなぐ各種相談窓口の認知度をさらに高めていくことや、相談先に乏しい人たちに向けた周知啓発活動など、さらに創意工夫を凝らしていくことが必要です。また、地域活動を行う団体において、従事者の高齢化が進み、活動を継続するための担い手の確保・育成が急務といえます。今後の課題として、若い世代への普及啓発による地域活動への参加の促進や、より個人の生活に合わせた活動のあり方・負担軽減などを模索していく必要があります。

続きまして、27ページからの第3章「地域福祉社会の展望」です。この章では、近年の人口統計や調査結果から、松戸市の地域福祉を取り巻く現状を明らかにしまして、第2章と相まって、計画の体系や重点項目を導き出したものになります。詳細につきましては、時間の都合上、割愛させていただきます。

33ページに移ります。基本理念につきましては、サブタイトルに「地域共生社会の実現を目指して」を追加したことについては先ほど申し上げたとおりです。4つの基本目標である「安心して暮らせる まちづくり」、「自立と参加の促進」、「支え合い共に生きるまちづくり」、「福祉文化の創造」は変更ございません。

34ページに移ります。

地域福祉計画の体系図ですが、基本目標1「安心して暮らせるまちづくり」の推進項目を「相談支援・情報提供の充実」に変更いたしました。基本目標2「自立と参加の促進」については、従来推進項目であった「地域福祉推進のための担い手の育成」

を重点項目に格上げしております。基本目標3「支え合い共に生きるまちづくり」では「子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止」を推進項目に変更し、基本目標4「福祉文化の創造」では「福祉教育の推進」を推進項目に変更いたしました。これらの各基本目標の詳細につきましては後ほど説明いたしますが、次期地域福祉計画ではこれまでの各種調査結果・委員からのご意見・社会の動向などから重点を設定しなおしたことで、より地域のニーズや傾向に沿った計画になるものと考えております。

35ページに移ります。第4次松戸市地域福祉計画の重点項目についてですが、先ほども申し上げましたとおり、次期計画の重点項目を「地域福祉推進のための担い手の育成」としてありますが、その背景として、各種調査結果から、地域における活動の担い手が不足している現状がよくわかりました。一例を挙げますと、地域団体の取り組みの把握結果から、448団体中165団体が「ボランティア活動を行っていない」との回答であり、その理由として「活動に取り組む人手がない」が65.5%と高く、地域団体における人手不足が顕著となっています。

ただ、ボランティア活動を行っていない団体においても、68.2%の団体が「ボランティア活動の必要性を感じている」と回答しており、人手不足などにより活動に踏み切れていないものと考えられます。以降、38ページまでは市民活動・ボランティア活動に関する意向調査結果となりますので後ほどご一読いただければと存じます。

なお、36ページの下段に記載しておりますが、今後の方向性といたしまして、より個人の生活に合わせた市民活動のあり方、団体の運営方法の見直しによる負担の軽減や団体内での情報共有による参加の促進等が必要であると思われれます。

さらに、従来どおり高齢者を主体としたボランティア活動を推進していくのではなく、そのような活動に若年層を含めた現役世代を取り込み、地域福祉の担い手の育成と地域づくりを進めていくこと、さらに活動資金や活動場所の確保といった基盤整備が重要になるものと思われれます。

39ページからは、重点項目と推進項目の説明となります。第4次松戸市地域福祉計画では、前計画の基本目標と取り組み課題を踏襲しつつも、地域共生社会を実現するという観点から重点項目と推進項目を一新しました。

重点項目を「地域福祉推進のための担い手の育成」とし、地域社会における様々な課題を「我が事」として捉え、その解決に向けて参画していく基盤づくりを進めます。

また、推進項目1「相談支援・情報提供の充実」で包括的な支援体制の整備を推進するとともに、推進項目2「子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止」においては、全国的に虐待事案が頻発する中、このような事案を未然防止することが不可欠となります。推進項目3「福祉教育の推進」では、地域住民等の福祉に対する参加意識をより高めていきます。

続きまして、43ページ以降は、計画の4つの基本目標であります「安心して暮らせるまちづくり」「自立と参加の促進」「支え合い共に生きるまちづくり」「福祉文化の創造」が第4章から第7章までとなっており、残りの第8章が「計画の推進」とな

っていることから、計画の根幹部分となります。

こちらにつきましても重要な部分のみの説明とさせていただきます。なお、着色部分については、意見照会后、再度修正したところとなります。

43ページの基本目標1「第4章:安心して暮らせるまちづくり」をご覧ください。この基本目標では、平成31年に「松戸市自殺対策計画」が策定されたことを受けまして、12番目の取り組み課題として「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を新規に作成しました。内容につきましては後ほど説明いたします。なお、8番目の「多世代型地域包括ケアシステムの推進」では、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化する中で、高齢者だけでなく複合的な課題を把握し、必要な支援につなげる多世代型の対応が求められていることから、タイトル名に「多世代型」という文言を追加しております。

63ページをご覧ください。今回新たに推進項目となりました、取組課題7「相談支援・情報提供の充実」です。「現状と課題」で、令和3年の改正社会福祉法の施行で、さらなる地域共生社会の実現に向けて相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されたこと、平成30年度より「福祉まるごと相談窓口」を設置し、制度の課題や複合的な課題を抱えた市民の相談を受けて適切な支援につないでいることなどを追加いたしました。

次のページをご覧ください。このページでは他分野の相談機関で構成される「福祉相談機関連絡会」を開催し、相談窓口や支援機関の連携を深めていること、市民アンケートの結果、生活にお困りの保護者や就学前児童の保護者ほど「相談窓口や方法がわからなかった」「相談相手や相談場所がない」との回答があったことを追加いたしました。記載しておりますとおり、今後は周知啓発の手段を検討し、より多くの方が相談を受けられる体制をとる必要があります。

70ページをご覧ください。取り組み課題9「生活を守る権利擁護の普及」についてです。この取り組み課題は従来からございましたが、平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、制度の利用促進を図るため、市町村においても成年後見制度利用促進基本計画を策定するよう努力義務が設けられました。そのため、この取り組み課題での記載をもって、成年後見制度の利用促進について示し、これをもって「成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けることとなりました。新たな取組として、令和2年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を松戸市社会福祉協議会に委託し、令和4年度からは、体制強化を目的とし、NPO法人成年後見センターしぐなるあいずを「松戸市成年後見相談室（中核機関）」として委託機関に加えております。

79ページをご覧ください。今回、新たに作成した自殺対策に関する取り組み課題です。平成22年度以降、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、10年連続で減少に転じていたところ、令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行したことで、本市での自殺者はほぼ横ばいでしたが、全国的に増加しております。特に女性や若者で自殺者数の増加がみられることから、「身近な人の変化」に気づき、声掛けや見守

りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。

81ページ、第5章「基本目標2：自立と参加の促進」に移ります。従来、取り組み課題として「生涯学習の推進」というものがございましたが、その目的として3番目の「地域福祉推進のための担い手の育成」と同じとのことでしたので、取り組み課題「生涯学習の推進」を削除しまして、「担い手の育成」の取り組み課題に統合することといたしました。

続きまして、92ページ、重点項目であります取り組み課題4「地域福祉推進のための担い手の育成」です。全国的にも、少子高齢・人口減少社会の到来により、社会経済の担い手の減少を招いているところです。松戸市でも、一昨年の1月に町会・自治会や民間企業等に対するアンケート結果を取りまとめたところ、多くの団体が高齢化による従事者・後継者不足や活動資金・活動場所・周知啓発活動の不足等を問題視していることがわかりました。今後、地域共生社会を実現していく上で、一人でも多くの市民が可能な限り、他人の問題を自分のこととして考える「我が事」として地域活動への参加を促進することが重要となることから、今回、この取り組み課題を重点項目と位置付けたところです。

次に99ページをご覧ください。第6章 基本目標3「支え合い共に生きるまちづくり」に移ります。ここでは4番目の「子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止」を新たに推進項目としております。111ページをご覧ください。全国的にも、子どもに対する虐待事案などが頻発していることから、地域共生社会を実現する第一歩として松戸市でもこのような事案を未然に防止していければと考えております。

取り組み内容としましても、令和2年4月1日に「松戸市虐待防止条例」を制定し、市、市民、関係団体及び地域社会がそれぞれの立場で力を尽くし、虐待をなくしていく取り組みを推進しているところです。一例としまして、児童虐待の予防・防止を目的とした「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、社会福祉士や心理士等有資格者の配置を増やして支援体制を強化したこと、「障害者虐待防止センター」を設置して虐待に関する通報や届出を受け付け、市と基幹相談支援センターがその後の支援など対応を行っていることを記載しております。

次に、123ページ第7章 基本目標4「福祉文化の創造」に移ります。今後、地域福祉の担い手を増やしていく必要があるため、推進項目を3番目の「福祉教育の推進」としております。

なお、127ページ上段に「老人クラブ」とありますが、今後は「シニアクラブ」と名称を変更いたします。

128ページをご覧ください。地域団体へのアンケート調査結果などから、高齢化による従事者不足、後継者不足が大きな課題となっていることがわかりました。今後の福祉教育の方向性としては、特に若年層を含めた現役世代を重視して行うことで、課題解決を図っていく必要があります。また、そのための情報発信や周知啓発活動についても検討していくことも課題の一つとなります。

次に130ページのふるさとづくりの推進ですが、修正がございます。上から4つ

目の丸印の3行目ですが、「松戸の魅力を」以降の文章を、「発信するためにぎわいを創出するイベントの実施や、身近に歴史や自然を感じられる場や機会の充実が図られています。」に修正いたします。

次に133ページ以降の「第8章 計画の推進」ですが、特段大きな修正はございません。これまでどおり、推進体制の確立、地域資源の充実・育成、財源の確保、計画の進捗管理・評価となっております。

147ページ以降につきましては、資料編・用語集となっておりますので、それぞれ最新化を図っております。お時間のあるときにご覧いただければ幸いです。

修正点といたしまして、154ページ目ですが、印刷ミスとなっておりますので、横印刷に修正いたします。

また、188ページの委員名簿ですが、市民公募委員の湯浅様が委員をお辞めになりましたので、名簿から削除いたします。

以上、長くなりましたが計画案のご紹介をいたしました。昨年度から新型コロナウイルスによる影響もございまして、本委員会を開催することなく、委員の皆様や庁内関係課への書面での意見照会を繰り返させていただきまして、この一案となった次第です。

委員の皆様におかれましては、これまでご意見をいただきまして、ありがとうございました。本一案を基に、パブリックコメント等を進めてまいりますので、お気づきの点などありましたら、ご意見を頂戴できればと存じます。

なお、引き続きまして、地域共生課から重層的支援体制整備事業について説明いたします。

地域共生課

それでは、「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定につきまして地域共生課からご説明させていただきます。5ページ下段から6ページをご覧ください。

本実施計画は、改正社会福祉法第106条の4の規定に基づき令和3年4月に施行された「重層的支援体制整備事業」を、適切かつ効果的に実施するため、市町村に対しその策定が努力義務として示されているものでございます。（法106条の5）

また、計画の策定にあたっては、地域福祉計画、介護、障害、子ども子育てそれぞれの計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図る必要性についても同法106条の5第3項に規定されているところでございます。

次に8ページをご覧ください。

重層的支援体制整備事業は、（1）属性を問わない相談支援、（2）参加支援、（3）地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的として実施するものです。

本市における重層的支援体制整備事業につきましては、各個別計画のうち高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ど

も総合計画に基づき、それぞれ実施されていた取り組みを活かし、令和3年4月の開始年度から「重層的支援体制整備事業」を実施してまいりました。

今回、第4次松戸市地域福祉計画の策定にあたり、これらの個別計画の上位計画である福祉計画に本実施計画を新たに内包し、地域福祉計画の理念である地域共生社会の実現に向けた取り組みの更なる推進を図っていくために、「成年後見制度利用促進計画及び重層的支援体制整備事業実施計画を包含する」と新たに記載してございます。

次に184ページをご覧ください。

本案における、重層的支援体制整備実施計画につきましては、該当する事業のページが多岐にわたっていることから一覧としてお示しさせていただいております。

表の左側には、法の立て付けとして示された該当事業を記載し、その右側に、松戸市での業務名称と福祉計画に記載されている該当章・課題番号を記載してございます。

今後につきましても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた、重層的支援体制整備事業の推進に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局より説明がありましたが、どなたかご意見ございますか。

委員

82ページ・制度ボランティア活動の推進とありますが、制度ボランティアにない色々なボランティアがいるわけですがそういったところの整合性というか解決策は。

事務局

制度ボランティアの方も、そうでないボランティアもそうですが地域福祉活動というものが、高齢化であったり、担い手不足等が各調査結果等から目立って参りましたので、様々なボランティア活動を一体的に推進していければと考えております。

委員

ちょっと前、今もそうですが一つの家庭に認知症の見守り対象者がいると色々な人が訪ねてくる。一人の人にオレンジさんでも一人・民生委員さんでも一人やりましたって色々な団体がそれぞれの所に報告が上がるようになっていっているのではないかという気がする。それで私の地域では担当を全員集めて一括で進める様な方法をして、かなり制度的には進んできただろうと思う。そういうときに今、個人情報保護法との関係で見守り活動が中途半端に終わるケースが多い。そういった点で先ほど言いました制度ボランティアと地域で活動しているボランティアの関係がギクシャクするケー

ス多くなってくる。特に認知症を支える点ではもっと行政がそういった事を捉えて整理をしていかないと、やっている人が、辟易してくる状況が起こってくる。動けば動くほど矛盾が生じてくるので、もっと行政がみていただけたらと思う。

委員長

重要なご指摘ありがとうございました。お話しを伺っていて大きく二点あるかなと思っています。制度の関係・その他のボランティアもいらっしゃるということで、色々なチャンネルがあるのかもしれませんが。その連動といいますか、横の関係が明確にということかもしれません。

確かに何かしらまさにこれが上位計画ですし、部署にまたがるような、うまく連動するような仕組みを市としても考えていただけたらと思います。

もう一点は個人情報のお話しがありましたけれども、制度上、守秘義務が課せられている仕組みもあれば、あくまでもボランティアというか、できる範囲のことをやっていたらいい、責任の範囲が違うわけですがけれども、そうは言っても同じ方に関わっていくわけですから、災害時等含めましていったいどの範囲で何ができるのか、効果的なやり方はどうあるべきか問題提起なのかなと思いました。

地域包括ケア推進課

地域の多くのチャンネル・メニューがあることは良いことと十分認識しているが、横のつながり、良い方向に導き出す為には色々な守秘義務の問題であったり、課題であったり我々市としても認識しているので、今ある多くのメニューをよりよく生かすためには色々なご意見をいただきながら良い方向に向かっていけばいいのかなと思っています。今後ともよろしくお願いします。

委員

ここまでの事に関連しまして、1つは情報の共有化。松戸市では地域福祉がかなり充実してきて、住民の方の活動が色々な形で行われ、非常に良いことででも逆に情報の共有化が出来てないと一人の所に色々なところからアプローチされてくる。これは当然の事で数年前にも情報の共有化についてこの場で出たのでは。いかにして情報の共有化をする、そこには個人情報の壁が出てまいります。

当然、市民の方が活発になってくるとまとめる所が必要。それをどこがそういった活動を管理していくのかということが当然出てくる。地域包括支援センターなのか社協なのか、どこで管理、監督、いかに情報を共有していくかが必要になってくる。今後の検討材料にさせていただければと思います。よろしくお願いします

委員

民生委員として地域で活動し、その中で、社会福祉協議会などの仕事を兼務しており、民生委員として民生委員法のなかで動いている。

そのあたりは十分理解して情報の共有をしている。やはり我々団体で、一つの民生委員だけやっている委員はいないと思う。ほとんど地域福祉に関連していますので、行政関係の活動にも参加もしているし、又、保護司をやっている方もいる、人権擁護員の方もいる、あらゆる分野に民生委員としてのお仕事の他に参加している状況なので、各団体の個人情報については十分管理出来ていると思っています。

どこかで、地域包括支援センターでも社会福祉協議会でもない、行政がまとめていかないと情報の管理等、出来ないと思う。社会福祉協議会も地域包括支援センターでも出来ない。どこかが動かないと、やはり一つの目的を達成する場合、色々な団体が関与している。その辺は今までも避けられないということでそれなりにやってきた。やはりそのことが表面に出てくるのであれば、我々団体としてもやはり守秘義務等を再認識してもらうよう協力はしていきたい。これは避けられません。

民生委員からの情報は提供しないようにと徹底している。民生委員が情報を提供しているようであれば我々も勉強しなおさなければならないと思う。指導もしなければならない。

どうですかね。色々な人が一人の人を支援している、これは現場サイドで調整はできますよ。やる気になれば、やろうと思えば行政が指導するということが大事だと思います。我々のほうにリーダーシップもってやりなさいということであれば地域で調整は十分出来ると思っています。問題にはならないと思っています。以上です。

委員

45ページに避難行動要支援者名簿の活用の促進のなかに、「見守りに活用されるよう働きかけます」となっているが、どのように活用するのか。我々には理解出来ないのですが、今、見守りしている我々はこういった名簿は見られない。見せてといえれば見せてもらえるのか。

事務局

避難行動要支援者名簿というのは、あくまで災害時に向けた取り組みとして体制整備の一環として使っていただくというものになります。その目的の範囲内であれば見守り活動に使っていただいたり、対象者との面談、日々の活動・防災訓練、誰が誰を助けるのかというマッチングにお使いいただけるというものになります。

委員

どのように見られるのか、公開されているのか。

事務局

名簿の貸し出しの対象としましては、町会・自治会さん、民生委員さんとなっております。そこから申請をいただいて貸し出しをするという流れになっております。

委員長

名簿貸し出しを受けて、避難訓練をすると該当者の方の認識、それが見守りのきっかけになるような使い方が想像される。ただここで個別の議論をするわけではないにしてもこのようなものも例としてどのように横ぐしをさすのかとか、どのように包括的にとりくんでいくのかがテーマだったと思います。その他いかがでしょうか。

委員

資料2の19ページ・アンケートの項目で、基幹相談支援センターCOCOを知っているかで、今まで知らなかったが84%と大変高い数字になっています。この数字だけを受けてというわけではないですが、40ページに推進項目として相談支援・情報提供の充実という項目が挙げられていてこれはきちんとアンケートと紐づけされていると思うのですが、この項目だけに限らず、情報提供の充実という項目になってしまうと、どうやってという部分が欠落していて、それでまた次回達成度となってしまうと、非常に抽象的な表現になるような気がして、そこが心配です。

次に相談支援を充実させるというところで、福祉丸ごと相談であったり基幹相談支援センターが1か所から3か所に増えたり非常に確かに窓口の数は増えているなど、障害者当事者をもつ家族にしては実感はあるのですが、アプローチの方法がいまひとつ周知が弱いと申しますか、今でも3か所に増えたということを知っている当事者の方が非常に少なかったり、アプローチの方法が電話か直接来所であったり、今の時代はメール・ネット検索で相談できるところに辿り着けるようにしておいてあげないと、特に障害があったり、お子さんが小さかったりする方はなかなか足を運ぶという相談の仕方はとてもハードルが高くて難しいと思う。計画の中にも相談支援を積極的にICTを盛り込んでいくという文言であったり、努力目標のところにもどんな方にもアプローチしやすい相談支援というような表現・目標みたいなものを盛り込んでいただけるとより情報提供の充実・相談支援の充実に繋がっていくのではないかと思います。松戸市としてもお考えがないかご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

検討してみます。

委員長

まさに〇〇委員のご指摘の点、分かりやすい例だと思います。基幹相談センターが3か所に増えたことがまだ知られていない。実際には本当の達成目標というのは相談の困りごととは解決したということだろうということ。それが簡単なはずもないので、冒頭にも申し上げたように出来るだけ上位計画の議論の中で目標の抽象度を下げたり、客観的に評価したり、可能な数字を数値として示したり平面的に困っていく見せ方、検討の仕方が望ましいと改めて思う。他、いかがでしょうか。よろしいでしょう。それでは次に移ります。議事（4）「令和3年度地区社会福祉協議会の取り組み状況について」松戸市社会福祉協議会様からご説明をお願いします。

社会福祉協議会

それでは、市内15の地区社会福祉協議会の昨年度の活動状況についてご報告いたします。お手元に、資料3 令和3年度事業報告書（抜粋）をご用意ください。

まずは、各地区社協事業の概要としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度同様、多くの事業が中止や制限付きで実施されました。また、実施された事業については、消毒や検温、マスク着用、三密の回避等の感染防止対策を十分に講じ、また、対面を避けるための代替事業や、一部ではICTの活用等、地域の実情に応じた新たな試みが行われました。詳細については、8ページから14ページに記載しておりますので後ほどご覧ください。

15ページは、70歳以上の独居高齢者などを対象にして開催されるふれあい会食会の開催状況です。各地区ともに会食のかたちでは実施せず、登録している高齢者に会場でお弁当を配付する等の代替事業を実施しました。コロナ禍においても、令和3年度では開催回数、利用人数ともに回復傾向にあります。

16ページ以降は、高齢者の居場所づくりとして、誰でも気軽に参加し、談話や音楽、催し物や体操などを行う、ふれあい・いきいきサロンの開催状況です。令和2年度は1地区1会場での開催でしたが、昨年度は10地区社協15会場で開催することができました。

18ページ以降は、乳幼児とその保護者など、子育て中の親子が交流する、子育てサロンの開催状況です。令和2年度は1地区1会場での開催でしたが、昨年度は8地区15会場で開催するなど、徐々に再開に向けた動きが見られました。

22ページは、結婚50年を迎えるご夫婦に記念品を贈呈する、結婚50年祝賀事業です。コロナ禍前の令和元年度には、8地区社協で祝賀会を開催し、2地区社協で役員訪問を実施していたところ、コロナ禍以降の令和2年度は祝賀会は開催できませんでしたが、昨年度は3地区で形式を工夫して祝賀会を開催するなど、再開の傾向がみられます。

なお、小中学校の体育館や市民センターなどで開催され、地域住民が世代を超えて交流するイベント「ふれあい広場」については、各地区とも実施することができませんでした。

令和3年度の各地区社協の主な事業の実施状況は以上となります。

< 議事（4）については質疑応答なし >

委員長

次に移ります。議事（5）「今後の業務予定について」事務局からご説明をお願いします。

事務局

資料4「今後の業務予定について」をご覧ください。

まず9月に市議会の健康福祉常任委員会におきまして、次期地域福祉計画の概要と今後の予定などについて説明したいと思います。

次に、10月1日の広報まつどを皮切りに、10月中はパブリックコメントを行いまして、市民の皆さまから広くご意見を頂戴したく存じます。

11月に入りましたら、各委員に対しまして、パブリックコメント結果反映後の答申案をお送りいたしますので、ご確認の上、修正の有無について教えていただきたいと思います。

12月ですが、市議会の健康福祉常任委員会におきまして、パブリックコメントの結果について説明する予定です。

1月におきましては、第2回地域福祉計画推進委員会を開催しまして、

・第4次松戸市地域福祉計画（案）パブリックコメント結果報告
について

・第4次松戸市地域福祉計画について
を議題としたいと思います。

いよいよ、計画の完成に向けた動きとなりますので、皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。

< 議事（5）については質疑応答なし >

◇閉 会

委員長

ここまで分厚い議論が行われましたが、ここで話し合われた理念をもとに出来る範囲で議論された事が盛り込められればと思いますし、計画の中身・目標の中身、具体性を持ったほうがいいのだろうと議論がございました。

より整理されていると理解しやすいし、連動して遂行されることになるので、これまでの計画の立て方、それはそれで尊重するとしてより良いものにして行く為に今日の議論を含めましてどのように反映していくのかをご検討いただいて、事務局でも練

っていただければと思います。

これをもちまして、令和4年度第1回松戸市地域福祉計画推進委員会を終了させていただきます。

以 上

<別紙 1 >

配付資料一覧

- ・次 第
- ・座席表
- ・名 簿
- ・資料 1 参考資料「関連事業補足等参考票」
- ・資料 1 「行政の進捗状況調査結果報告について」
- ・資料 2 「第 4 次松戸市地域福祉計画（案）について」
- ・資料 3 「令和 3 年度事業報告書（抜粋）」
- ・資料 4 「今後の業務予定について」